

# 第11次野洲市交通安全計画の概要

## ☆野洲市交通安全計画とは

「交通安全対策基本法」を根拠に、国の作成する「交通安全基本計画」に基づき、国の地方行政機関、県、警察、消防と市から構成される「野洲市交通安全対策会議」で決定する法定計画。本計画は、昭和46年度から実施され、野洲市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を作成する。

### ☆ 第10次交通安全計画(前計画)

- ◆計画期間 平成28年度から令和2年度までの5年間
- ◆計画の基本理念 人命尊重の理念に基づき、交通事故による死傷者の根絶を目指す。
- ◆計画の目標 (1)交通死亡事故ゼロ野洲市を目指す。  
(2)年間の交通事故発生件数を「240件以下」にすることを旨とする。

### ☆ 道路交通事故の現状

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
発生件数	214件	170件	162件	99件	110件	755件
死亡者数	1人	1人	3人	1人	4人	10人
負傷者数	268人	227人	183人	116人	138人	932人

#### ●過去5年間の交通死亡事故の統計

- \* 路線 国道 0件、県道 5件、市道 3件、その他 2件
- \* 事故形態 単独事故 2件、出合頭事故 1件、正面衝突 2件、その他 5件
- \* 時間帯 午前0時から6時…2件 午前6時から正午…1件  
正午から午後6時…6件 午後6時から午後0時…1件
- \* 年齢層別 ~15歳…1人、20歳～…1人、40歳～…3人、65歳～…5人

### ☆ 野洲市における交通事故等の特徴

- (1) 高齢者の交通事故 (平成28年～令和2年 発生件数224件、死亡者数5人、負傷者数131人)
- (2) 歩行者及び自転車の交通事故 (平成28年～令和2年 発生件数178件、死亡者数3人、負傷者数164人)
- (3) 交差点での事故 (平成28年～令和2年 発生件数279件、死亡者数4人、負傷者数331人)

## ☆ 第11次野洲市交通安全計画

- ◆計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- ◆計画の理念 人命尊重の理念に基づき、「交通死亡事故ゼロの野洲市」を目指す。

### ◆ 第1章 道路交通の安全

#### 第2節 交通安全計画の目標

- ◆計画の目標 (1)年間の交通事故死亡者数ゼロを目指す。  
(2)年間の交通事故発生件数を令和7年までに「50件以下」にすることを旨とする。

### 第3節 道路交通の安全についての対策

#### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

##### 1. 交通事故の実態を踏まえた安全対策の推進

- ・道路やその周辺における交通安全施設等については、自治会や地域住民、道路利用者、PTA等からの提言や要望等を反映し、市民のニーズに対応した道路交通環境の整備を推進
- ・警察、道路管理者等関係機関と連携し、交通事故発生の高い箇所に対して、交通安全施設等の整備や、道路改良を実施

##### 2. 幼児・児童生徒の安全確保

- ・通学路の安全確保のため、自治会・学校関係者・警察・道路管理者等により、通学路の安全点検を実施
- ・子ども会、各校園所等において、交通安全教育を実施

##### 3. 高齢者の安全確保

- ・高齢者マークの掲示や運転免許返納制度等の施策を推進
- ・高齢者に優しい道路交通環境の整備を推進
- ・医療機関や福祉施設等と連携した地域に密着した交通安全運動の推進
- ・高齢者や高齢運転者を対象に交通事故防止に向けた交通安全教室を推進

##### 4. 歩行者及び自転車の安全確保

- ・歩行者が最優先であるという人優先の考えの下、歩行者の安全な通行空間の確保を推進
- ・自転車利用者に対する交通安全教室の実施

##### 5. 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保

- ・歩行者、自転車利用者等の交通弱者を保護し、自動車の速度抑制を図るための交通環境の整備や、交通指導取締りを要請
- ・交差点における事故防止のため、実態に応じた交通安全施設の設置や広報啓発活動の推進

#### II 道路交通に関する安全施策

##### 1. 道路交通環境の整備

- ・生活に密着した身近な道路等における人優先の交通安全対策を推進するため、道路標識・道路標示の高輝度化や路側帯の設置・拡幅・バリアフリー対応型信号機の設置等の対策の要望するとともに、「野洲市交通バリアフリー特定事業計画」に基づき、高齢者・障がい者等が安全安心に通行できる歩道等を整備
- ・幹線道路における事故危険箇所対策等による交通安全対策の推進
- ・子どもや高齢者等生活における移動手段を確保するため、公共交通機関である「おのりやす」や路線バスの利用促進

##### 2. 交通安全思想の普及

- ・警察、安全協会、行政・団体等が連携して、段階的かつ体系的な交通安全教育、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催

##### 3. 安全運転

- ・安全運転を確保するため運転者の教育等の充実に努めるとともに、高齢運転者に対する教育の充実

##### 4. 車両の安全性の確保

- ・関係機関と協力して安全運転サポート車の普及促進啓発、自転車の定期的な点検整備の気運の醸成、自転車損害賠償保険の加入促進

##### 5. 道路交通秩序の維持

- ・一般道路における事故防止、事故多発路線等における交通指導取締りを警察に要請

##### 6. 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急、救急医療体制の整備を図るとともに、救急医療機関の協力関係の確保を推進

##### 7. 損害賠償の請求についての援助等

- ・交通事故相談活動の推進、交通事故被害者等に対する援助措置等の充実強化

##### 8. 道路交通事故原因の情報提供

- ・交通事故調査・分析に係る情報を市民に積極的に提供し、意識の高揚を図る。

### 第2章 鉄道交通の安全

#### 鉄道交通安全についての目標

- 乗客の死者数ゼロを目指す。
- 鉄道運転事故件数の減少を目指す。

- 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 救助・救急活動の充実

### 第3章 踏切道における交通の安全

#### 踏切道交通安全についての目標

- 踏切事故ゼロを目指す。

- 市道三上市三宅線甲賀踏切の歩車道分離の実施
- 踏切道の交通安全と円滑化を図る措置